

別表第1（第2条関係）

区分	補助事業	補助の要件	補助対象経費及び補助金の額
土地改良事業	県営経営体育成樹園地再編整備事業（担い手育成型）	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）別表（11）都道府県が行う水利施設等保全高度化事業のうち2（1）イ（ア）又は農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）第2の1（2）①ア（イ）に該当する事業であって市長が認める事業で、静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例（平成4年静岡県条例第13号）による分担金を納付すること。	当該工事費及び事務費の地元負担分の各60%以内（千円未満切捨て）
	県営経営体育成樹園地再編整備事業（担い手支援型）	土地改良事業関係補助金交付要綱別表（11）都道府県が行う水利施設等保全高度化事業のうち2（1）イ（イ）又は農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1（2）①ア（イ）に該当する事業であって市長が認める事業で、静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例による分担金を納付すること。	当該工事費及び事務費の地元負担分の各60%以内（千円未満切捨て）
	県営経営体育成樹園地再編整備事業（基盤整備促進型）	土地改良事業関係補助金交付要綱別表（9）都道府県が行う農業競争力強化農地整備事業のうち5（1）、農山漁村地域整備交付金実施要綱	当該工事費及び事務費の地元負担分の各60%以内（千円未満切捨て）

	第2の1(2)①ア(ア)又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)第2の1及び2に該当する事業であって市長が認める事業で、静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例による分担金を納付すること又は静岡県と負担金について協定が締結されていること。	
県営経営体育成樹園地再編整備事業(耕作条件改善型)	農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)第2の1又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第2の1及び2に該当する事業であって市長が認める事業で、静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例による分担金を納付すること又は静岡県と負担金について協定が締結されていること。	当該工事費及び事務費の地元負担分の各60%以内(千円未満切捨て)
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	土地改良事業関係補助金交付要綱別表(11)都道府県が行う水利施設等保全高度化事業のうち1(6)、農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1(2)①ア(イ)又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第2の1及び2に該当する事業であって市長が認める事業で、静岡県営土地改良事業分担金等徴収	当該工事費及び事務費の地元負担分の各60%以内(千円未満切捨て)

		条例による分担金を納付すること 又は静岡県と負担金について協定が締結されていること。	
	県営畑地帯総合整備事業、団体営土地改良総合整備事業及び県単独担い手育成基盤整備事業（償還補助）	合併前の清水市及び蒲原町の行政区域内で実施された県営畑地帯総合整備事業、団体営土地改良総合整備事業、県単独担い手育成基盤整備事業の土地改良区等の負担分で借入を起こした費用の償還に関する経費	当該土地改良区等の負担分として借入を起こしたもののうち、市長が認めた額
	土地改良区事務事業	市内で実施される土地改良事業における事務事業の実施及び補助する農業協同組合への補助	各々の運営事業費に要した額で、かつ次に掲げる限度額の範囲内とする。 （１）静岡県農業協同組合にあっては100万円 （２）清水農業協同組合にあっては2,000万円
	静岡県土地改良連絡協議会補助	市内の土地改良区により結成されている土地改良連絡協議会の活動費の補助	協議会の活動費。 ただし、168万円を限度とする。
農業水利費補助	水利設備整備補修事業費補助	農業水利を確保するための揚水施設（井戸、揚水機、原動機、小屋、配電盤、制御盤、揚水管、排水管、水門、貯水槽その他市長が認める施設。以下同じ。）で農業者団体の共有物件に係る設備の設置、取替、新設及び修繕に関する事業であって、	当該事業費の80％以内で別表第２に掲げる揚水施設の区分及び当該施設の設置年数等の区分に応じ定める。ただし、次に掲げる事由の全てに

事業		次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 従来、河川から水門又は樋管を経て水利を確保していたが、流量の減少等により揚水施設の代替施設を設置するものであること。 (2) 宅地化等により使用できなくなった揚水施設の設置場所を移転するもの及び当該移転に伴い機器を交換するもの又は当該揚水施設の代替施設を設置するものであること。 (3) 取水方法の変更により揚水施設の代替施設を設置するものであること。 (4) 使用中の揚水施設の保持のために必要な調査等を行うものであること。 (5) 使用中の揚水施設の維持補修及び利用効率向上のための整備補修を行うものであること。 (6) 新設の場合にあつては、受益戸数3戸以上（ただし、認定農業者の世帯を含む場合は2戸以上）であること。	該当する場合は、当該事業費の80%以内（公共事業（工事等）の施工により水利確保ができなくなったことにより設置された施設にあつては、90%以内）とすることができる。 (1) 緊急に整備補修をする必要があること。 (2) 事業費が概ね10万円未満であること。 (3) 申請者の責に帰することができない事由により、整備補修の必要が生じたものであること。 （千円未満切捨て）
	水利施設揚水事業費補助	農業水利を確保するための運転経費であつて、農業者団体の共有物件に係る設備のうち、主たる受益地が田であり、次に掲げる要件の全てに	1 市街化区域にあつては、当該事業費の80%以内。 2 市街化区域外に

	該当するもの (1) 当該設備における水利確保のために使用した電気料金、燃料費等であること（揚水施設に係るものは、補助対象経費としない。）。 (2) 料金の支払を証する書類を提出すること。	あつては、当該事業費の50%以内（主たる受益地が旧安倍川用水土地改良区域内にあるものにあつては80%以内。）。 3 公共事業（工事等）の施工等やむを得ない事由により水利確保が出来なくなったことにより設置された施設にあつては、90%以内。 (百円未満切捨て)
土地改良施設維持管理適正化事業費補助	土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良施設維持管理適正化事業要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号。農林事務次官通達）に規定する事業。以下「適正化事業」という。）の対象となる事業における次に掲げる経費。 (1) 搬出金として、適正化事業のために積み立てる額 (2) 実施年において地元が負担する事業費の自己負担額 (3) 実施年において地元が負担する地方事務費	1 公共事業の施工等やむを得ない事由により水利確保が出来なくなったことにより設置された施設にあつては、補助対象経費の90%以内。 2 1に該当しない揚水施設に係るものは、(1)、(2)及び(3)に掲げる事業の区分に応じた経費の80%以

			内。 (千円未満切捨て)
--	--	--	-----------------

別表第2（第2条関係）

経年補助率対応表（制限年数満了時に80%補助）

名称又は構造		処分 制限 年数	補助率（%）																				新 設 又 は 調 査	
			1 年 未 満	1 年 経 過	2 年 経 過	3 年 経 過	4 年 経 過	5 年 経 過	6 年 経 過	7 年 経 過	8 年 経 過	9 年 経 過	10 年 経 過	11 年 経 過	12 年 経 過	13 年 経 過	14 年 経 過	15 年 経 過	16 年 経 過	17 年 経 過	18 年 経 過	19 年 経 過	20 年 経 過	
ポンプ等 の小屋	木造	10年	0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
	プレハブ	15年	0	5	10	16	21	26	32	37	42	48	53	58	64	69	74	80	-	-	-	-	-	80
	鉄骨等	17年	0	4	9	14	18	23	28	32	37	42	47	51	56	61	65	70	75	80	-	-	-	80
	トタン屋根又は トタン壁	10年	0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
	その他建物（簡 易建物を含む。）	10年	0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
農用井戸	金属製	15年	0	5	10	16	21	26	32	37	42	48	53	58	64	69	74	80	-	-	-	-	-	80
	打ち込み井戸	10年	0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
	コンクリート造 り	20年	0	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	80
	石造り	20年	0	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	80

